

コンティ多摩センター

Conti Tama Center

メンバー会則

Member Rules

お問い合わせ：

コンティ多摩センター

〒206-0034 東京都多摩市鶴牧1丁目26番3号

NTT多摩ビル内

Tel. 042-313-7772 Fax. 042-313-7773

E-mail: [info@conti.jp](mailto:info@conti.jp)



## コンティ多摩センター

### メンバー会則

- 第1条 コンティ多摩センターの提供
  - コンティニューム株式会社(以下「運営者」といいます。)は、本会則に基づき、「コンティ多摩センター」(以下「本施設」といいます。)を提供します。
- 第2条 所在地
  - 本施設の所在地は「東京都多摩市鶴牧1丁目26番3号 NTT多摩ビル内」とします。

### 目的および組織

- 第3条 目的
  - 本施設は、メンバー相互の公私にわたる交流の場として、施設とサービスをメンバーに提供することを目的とします。
- 第4条 組織
  - 運営者は、この会則に基づき運営者が行うものとされている本施設の運営その他すべての事項を執行するための総支配人(法人であることを妨げません。)を指名することができます。また、運営者及び総支配人は、必要に応じ、その諮問機関として、委員会等を置くことができます。

### 本施設規則と諸規程

- 第5条 本施設規則
  - 第1項 運営者は、本施設のすべてのメンバーまたは入会申込者(以下「申込者」といいます。)が本施設を利用し、または本施設に入会するうえで守るべき規則として、本会則、利用規程(以下これらを総称して「メンバー施設利用規程」といいます。)を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。
  - 第2項 運営者は、上記の他にも必要に応じて規定または規則(以下これらの規定および規則を総称して「諸規定」といいます。)を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。
  - 第3項 運営者は、本施設規則または諸規定を定めたとき、もしくはこれを変更したときは、運営者の「ホームページ」(www.conti.jp)に掲載するほか、運営者が適当と認める方法でメンバーに通知するものとします。

### メンバー

- 第6条 メンバー資格
  - 第1項 メンバーとは、年齢満21歳以上の個人で、利用規定に定める入会手続を完了した方をいいます。
  - 第2項 メンバーには、「正会員」の資格を設けます。
  - 第3項 申込者自身、または申込者の関係者が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員(団体を含む)が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。改正があった場合には改正後のもの。))と何らかの関係を有している場合には、第1項の要件を満たすか否かに関わらず、入会が認められません。申込者は、運営者に対し、自らが暴力団等に該当しないこと、暴力団等に支配されていないことおよび暴力団等と一切の関係を有していないことを証明するものとします。

- 第4項 運営者は、第2項に定めるもの以外の種類のメンバー資格を設けることができます。また、運営者は、現在および将来のメンバー数ならびにメンバー資格の内容および条件決定し、また変更することができるものとします。

### 第7条 メンバーの権利と義務

- 第1項 運営者は、メンバーに本施設を提供し、メンバーは本施設規則および諸規定に従って本施設および付随するサービス(以下「本施設等」と総称します。)を利用することができます。なお、メンバーは、メンバー以外の運営者が指定する第三者が本施設等を利用することがあることを承認するものとします。
- 第2項 運営者は、前項に規定する権利を除き、メンバーに対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではありません。
- 第3項 メンバーは、本施設の健全な発展およびメンバー相互の親睦に貢献する義務を負います。
- 第4項 メンバーは、運営者の定めた月会費の支払その他本施設規則および諸規定に定めるメンバーの債務を、メンバー施設利用規定等に従って履行しなければなりません。
- 第5項 メンバーは、本施設規則および諸規定を遵守し、これらに定める義務を履行することによってのみメンバー資格を維持できることとします。

### 第8条 入会手続

- 本施設への入会を希望する方は、メンバー施設利用規定にしたがって入会手続を行うものとします。

### 第9条 事務手数料

- 入会時に支払われた事務手数料は、退会時、本施設の廃止時に一切返還されません。

### 第10条 メンバーカード

- 第1項 すべてのメンバーには、メンバーカードが運営者から貸与されます。
- 第2項 メンバーは、第三者にメンバーカードを貸与することはできません。万が一、メンバーカードの貸与・盗難その他の理由のいかなを問わず第三者がメンバーカードにより本施設等を利用した場合には、その利用代金の支払いを含む全ての責任は、メンバーが負うものとします。
- 第3項 メンバーは、次の場合はメンバーカードを運営者に返却しなければなりません。
  - (1) 退会するとき
  - (2) 上記以外で、運営者がメンバーカードの返却を求めたとき
- 第4項 メンバーカードは第三者に譲渡したり、質入れその他担保に供することはできません。

### 月会費および利用料金

#### 第11条 月会費

- 第1項 運営者は、月会費の額、その支払方法および支払日を決定し、また変更できるものとします。この場合のメンバーに対する通知は運営者の定める方法によります。
- 第2項 メンバーは、月会費を、利用規定に従い支払う義務を負います。
- 第3項 メンバーは、月会費の支払債務と運営者がメンバーに対して負担する債務とを相殺することはできません。
- 第4項 月会費は第17条に規定するメンバー資格停止の期間中も減免されないものとします。

- 第12条 利用料金の支払
  - 第1項 入会金は原則として、運営者が指定する方法でお支払いいただきます。  
※一旦申込を完了されますと、理由の如何を問わず、入会金は返金いたしません。
  - 第2項 月会費、更新料、契約ロッカー等の振替は新生銀行グループの株式会社アプラスまたはSBIグループの株式会社ゼウスが委託機関となります。
  - 第3項 利用料金は、利用規定に定める方法により算出されます。
  - 第4項 利用料金の支払いが期限を過ぎ、なお滞っている場合は、運営者はメンバーに対して適切な催促行為をし、また、第17条に規定するメンバー資格停止処分もしくは第18条に規定する本施設からの除名処分などの決定をする権利を有します。
- 第13条 本施設規則および諸規定違反により生じる債務  
メンバーは、メンバー本人またはそのゲストが本施設規則または諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他のメンバー、運営者または本施設スタッフに対し損害をもたらした場合、これを賠償する義務を負います。運営者または総支配人の名において、当該メンバーに対して、損害の賠償を要求でき、この場合、当該メンバーはその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

#### メンバー資格の譲渡および承継

- 第14条 譲渡・貸与  
メンバーたる地位およびこれに基づく権利は、譲渡・貸与することができません。
- 第15条 メンバー資格の承継  
メンバーが死亡した場合は死亡と同時にメンバー資格を失うものとし、そのメンバー資格の承継については、これを一切認めません。

#### 諸手続

- 第16条 退会
  - 第1項 メンバーは、メンバー施設利用規定の定める方法により、運営者所定の退会届を提出することにより、いつでも退会申請ができます。
  - 第2項 メンバーは、本施設を退会したときは、退会日の満了をもって、メンバーとしての一切の権利を失い、本施設等を利用できなくなります。
  - 第3項 メンバーは、退会日までに運営者に対する全ての債務を弁済しなければなりません。

#### メンバーの資格停止および除名処分

- 第17条 メンバー資格停止処分
  - 第1項 運営者は、メンバーが以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、また催告することなくそのメンバーのメンバー資格を停止することができます。
    - 1) 事務手数料、月会費等を滞納したとき
    - 2) 本施設規則または諸規定に違反したとき、もしくはその疑いがあるとき
    - 3) 他のメンバーの迷惑となる行為をしたとき
    - 4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき、破産手続開始申立、民事再生手続開始申立または手形不渡等により経済的信用を失ったとき

- 5) 登録している現住所・電話番号の未更新、あるいは誤登録の放置や、虚偽登録等により、本施設事務局が連絡を試みても、3ヶ月以上連絡がつかないとき
  - 6) メンバー、メンバーを代理または媒介する者その他のメンバーの関係者(以下「メンバーら」といいます。)が、暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき
  - 7) 運営者に対して次の a. から d. までに掲げる行為のいずれかをしたとき(メンバーらが属する法人の役員、従業員またはメンバーらの委託を受けたものによる場合を含む。)
- a. 虚偽の事実を告げる行為
  - b. 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑をかけるような方法で訪問もしくは電話をかける行為
  - c. 暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為
  - d. 金銭の支払、債務の免除、契約の締結、便宜の供與其他運営者による給付で運営者が法律上の義務を負わないものを、運営者の意思に反して求める行為
- 第2項 運営者は前項の場合、本会則第24条に従って登録された住所宛てにメンバー資格停止処分にかかる通知を送送することとします。
  - 第3項 運営者は、その裁量により、メンバー資格の停止を解除することができます。この場合運営者は、本会則第24条に従って登録された住所宛てに解除通知書を送送することにより、メンバー資格停止処分を解除することができることとします。

#### 第18条 メンバーの除名処分

- 第1項 運営者は、メンバーが以下に該当する場合は、その裁量により、催告することなくそのメンバーを本施設から除名することができます。
  - (1) いかなる事由によるものであれ運営者または本施設の体面を傷つけたとき
  - (2) 運営者または本施設の利益に反する行為を行ったとき
  - (3) その他メンバー資格停止事由に該当するとき
- 第2項 前項の場合、本会則第24条に従って登録された住所宛てに除名通知書を送送することにより、メンバーを除名することができることとします。
- 第3項 本施設から除名されたメンバーは、除名と同時に、本施設等を利用する権利を喪失し、メンバーとしてのいかなる権利、特典も失います。

#### サービス提供期間等

- 第19条 本施設のサービス提供期間  
運営者は1年ごとにメンバーに対する本施設等の提供の有無を決定するものとし、翌年4月以降の施設等の提供の有無について毎年12月末日までにメンバーに通知するものとし、本施設が廃止された場合は、メンバーは、メンバー資格を失います。
- 第20条 本施設等の変更  
運営者は、その裁量により、本施設等を変更することができます。

#### 雑則

- 第21条 運営者、総支配人の責任  
本施設内におけるメンバーの所持品の管理はメンバーの責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、運営者および総支配人は一切の責めを負いません。

- 第22条 総支配人  
総支配人は、本会則に定める事項を執行する総責任者とします。
- 第23条 営利行為等の禁止  
運営者は、すべてのメンバーまたはそのゲストによる、一個人の営利を目的とした行為およびそのための他のメンバーの紹介やメンバーの情報の提供を一切認めていません。また、その様な行為をメンバーが運営者、本施設スタッフまたは他のメンバーに要望することもできません。本施設が主催し執り行うすべての活動は、メンバー相互の親睦または本施設を通してのメンバー相互の利益になることを目的とします。
- 第24条 通知
  - 第1項 メンバーは、すべての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、メールアドレスを運営者に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、メンバー施設利用規定に従って直ちに運営者に届け出るものとします。  
登録内容の変更を行わなかったことによりメンバーに生じた不利益について、運営者は一切の責任を負いません。
  - 第2項 メンバーに送られる全ての通知およびその他の文書は、前項により登録された住所宛てに郵送されるものとします。
- 第25条 休館日
  - 第1項 本施設の休館日は、別途運営者の定める日とします。
  - 第2項 前項のほか、天災地変等により本施設が不測の損害を被った場合、または本施設の改修・補修が必要となった場合、運営者は、相当な期間本施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
  - 第3項 本条により本施設を休館、一時閉鎖する場合、運営者が適当と認める方法により、事前にメンバーに通知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 第26条 発効日等

2015年5月15日発効

以上